○職員の退職勧奨に関する規則

平成２９年３月２９日

規則第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　改正　令和3年3月2日　規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の新陳代謝を促進し、適正な人事管理と効率的な施設運営を図るため、退職勧奨について必要な事項を定めるものとする。

（対象職員）

第２条　対象となる職員は、退職を勧奨する年度（以下「当該年度」という。）の３月３１日において、年齢が６０歳未満の者とする。

（勧奨の基準）

第３条　組合長が退職勧奨を行う場合の基準は、次の各号に掲げる場合によるものとする。

（１）　人事の刷新を図るために、適正な人事管理を行う必要がある場合

（２）　心身の故障により、職務執行に支障があると認める場合

（３）　その他、組合長が退職勧奨の必要があると認める場合

（勧奨の実施）

第４条　退職の勧奨は、当該年度の８月３１日までに対象職員に対し退職勧奨通知書

（様式第1号）により行うものとする。

（退職願等の提出）

第５条　退職の勧奨を受けた職員は、当該勧奨を応諾する場合には退職願（様式第２号）を、応じない場合には退職勧奨不承諾書（様式第３号）を当該年度の９月３０日までに組合長に提出しなければならない。

（退職日）

第６条　退職勧奨に応じた職員の退職日は、当該年度の３月３１日とする。ただし、特別な事情があると組合長が認めた場合は、この限りでない。

（退職勧奨の記録）

第７条　組合長又はその委任を受けた者は、退職勧奨の記録（様式第４号）を作成し、５年間保管しなければならない。

２　退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　氏名及び生年月日

（２）　採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間

（３）　退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢

（４）　退職勧奨を行った年月日及びその理由

（５）　退職勧奨に対する職員の応諾の年月日

（６）　その他参考となるべき事項

（退職手当）

第８条　退職勧奨により退職した者の退職手当は、高知県市町村総合事務組合退職手当条例(平成１７年高知県市町村総合事務組合条例第２１号)の規定による。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

様式第1号（第４条関係）

退職勧奨通知書

第　　号

年　　月　　日

 様

香南香美老人ホーム組合長

職員の退職勧奨に関する規則第４条の規定に基づき、退職の勧奨を行います。

つきましては、退職勧奨に応じる場合には退職願（様式第２号）を、応じない場合には退職勧奨不承諾書（様式第３号）を当該年度の９月３０日までに提出してください。

様式第２号（第５条関係）

退職願

年　　月　　日

香南香美老人ホーム組合長 様

所属名

職名

氏名 ㊞

　私は、退職勧奨に応諾し、　　年　　月　　日をもって退職したいので、退職願いを提出いたします。

様式第３号（第５条関係）

退職勧奨不承諾書

年　　月　　日

香南香美老人ホーム組合長 様

所属名

職名

氏名 ㊞

　私は、職員の退職勧奨に関する規則第４条の規定により退職の勧奨を受けましたが、

退職勧奨には応じません。

様式第４号（第７条関係）

退職勧奨の記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | [男・女]  | 生年月日（退職時満年齢） | 年　　月　　日 （　　歳） |
| 所属・職名 |  | 採用年月日 | 年　　月　　日  |
| 退職年月日 | 年　　月　　日  |
| 給料月額 | 円 （　 職　 級　 号給） | 勤続期間 | 年　　月  |
| 退職勧奨年月日 | 年　　月　　日  | 職員の応諾年月日 | 年　　月　　日  |
| 退職勧奨の理由 |  |
| 参考事項 |  |
| 作成者の職氏名 |  | ㊞　 |

※職員が提出した退職願の写しを添付すること。